

## 第2弾

県の営業時間短縮要請や外出自粛要請の影響で4～6月の売上が減少した事業者には、一時金を支給します。

### 支給対象

※4～6月の飲食店への営業時間短縮要請を受けた事業者は対象外です

2021年4～6月のいずれかの月の売上が、2020年（又は2019年）の同月比で、**30%以上**減少した、以下のいずれかに該当する県内事業者

- (1) 営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある事業者
- (2) 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者

**第1弾(2021年1～2月対象)の一時金を受給した事業者や「感染拡大市町村」以外の事業者も申請できます。**

### 支給額

1事業者あたり一律20万円（1回限り）

### 申請方法

- ・電子申請（県のホームページからアクセス）
- ・書面申請（簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法により、以下へ送付）  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県事業者支援一時金審査デスク 宛  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため対面での受付は行いませんのでご了承ください

### 提出書類

★の書類は、第1弾の県一時金の申請時に提出済の場合、提出を省略できます。  
（基準年や振込先口座を変更する場合は、必ず提出してください）

- ・申請書
- ★2019年又は2020年の所得税又は法人税確定申告関係書類の写し
- ・対象月（2021年4月から6月のいずれか）の売上が確認できる売上台帳等
- ★振込先口座の通帳見開きの写し（名義、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号がわかる箇所）
- ・本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）の写し \* 個人事業者のみ
- ・時短営業に協力した飲食店との取引証拠書類の写し \* 該当する申請者のみ

### 受付期間

令和3年6月23日（水）から令和3年8月31日（火） ※当日消印有効

※詳細は県のホームページから御確認ください。

[[https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/ichijikin/kanren\\_ichijikin\\_2106.html](https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/ichijikin/kanren_ichijikin_2106.html)]

茨城県事業者支援一時金 相談窓口

電話：029-301-5558（平日9時から17時）



- ・事実確認のため、職員による事情聴取や立入検査等を行うことがあります。
- ・虚偽や不正な手段で受給された方には、支給額を返金させていただきます。

# 支給対象となる具体例

## 営業時間短縮要請に協力した飲食店との直接取引がある事業者

飲食店  
※茨城県から営業時間短縮要請協力金を受給した飲食店（一時金の対象外）

### 食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、飲料加工事業者、酒造業者 等

### 器具・備品事業者

食器・調理器具・備品・消耗品（おしぼり等）の販売業者 等

### サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者 等

### 流通関連事業者

卸・仲卸 等

## 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に個人向けに対面で販売やサービスを提供する事業者（B to C事業者）

### 飲食事業者

営業時間短縮要請対象外の飲食事業者 等

### 宿泊事業者

ホテル、旅館 等

### 文化・娯楽サービス事業者

遊園地、映画館、カラオケ、麻雀店 等

### 冠婚葬祭事業者

結婚式場、葬儀場 等

### 旅行関連事業者

旅行代理店、レンタカー、観光用駐車場等

### 小売事業者

土産物屋、雑貨屋、アパレルショップ 等

### 教育・スポーツ関連事業者

学習塾、各種習い事、スポーツジム、スポーツクラブ 等

### その他サービス事業者

マッサージ店、エステティックサロン、整体院、接骨院、鍼灸院 等

### 旅客運送事業者

バス、タクシー、運転代行業 等

### イベント関連事業者

イベント企画・運営、司会業、演者 等

### 理・美容、生活衛生関連事業者

理容室、美容室、ネイルサロン、クリーニング店 等

※上記はあくまで具体例です。記載以外の事業者であっても、要件を満たせば対象となり得ます。

## 具体的なケース

一時金の支給対象となるのは、売上減少の要因が県の営業時間短縮要請等の影響である場合です。県の営業時間短縮要請等との因果関係が認められない場合は支給対象外となります。

### 【対象となりうるケース】

- 取引先飲食店が営業時間を短縮したため、納品数が大幅に減少した（おしぼり販売業）
- 外出自粛要請の影響で、5月の連休の予約をキャンセルする旅行者が相次いだ（旅館）

### 【対象とならないケース】

- ×体調不良や天候不順、設備修繕等の理由により事業活動ができなかった場合
- ×インターネット通信販売のみを行っており、対面でのサービスを提供していない場合

## 申請に当たっての留意点

申請前に、必ず申請要領等をよく確認してください。

- ・ 白色申告の個人事業者の方は、2021年の対象月の売上と、2020年（2019年）の月平均の売上を比較してください（確定申告書第一表の事業収入金額÷事業月数）。  
※同月の売上との比較ではありません。
- ・ 新規開業、事業承継、法人化した場合や確定申告書が提出できない場合については、申請の特例があります。詳しくは申請要領をご覧ください。